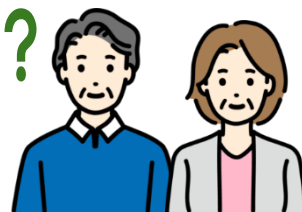




求人申込窓口受付時間（平日）8:30～16:00

シニア層対象の求人を出してみませんか？

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、年々企業の人材不足が大きな課題となっています。長年の能力や経験のある高齢者を活かして、企業で活躍してもらうことは人材不足解消のカギとなってきます。



高 齢 者 雇 用 の メ リ ッ ト

1. 人材不足の解消・社員の負担軽減

高齢層の活用は、少子化に伴う人材不足の解消となるだけでなく、中堅・若手社員の業務負担や残業時間の軽減につながります。

2. 社員全体の定着・会社イメージの向上

高齢層が活躍する企業として、若手社員からも「長く安心して働ける環境」であると感じてもらえます。また、外部の方からの企業評価があがります。

3. 特定求職者雇用開発助成金の活用

60歳以上の高年齢者や障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により継続して雇い入れる事業主に対して助成するもので、雇用機会の増大及び雇用の安定を図ることを目的としています。



求人条件を変更した場合は速やかにご連絡をお願いします

求人票に記された労働条件は、そのまま採用後の労働条件となることが期待されています。

当初公開した求人の条件を、やむを得ず変更しなければならない場合は、求職者が労働契約を締結するかどうか考える時間が確保されるよう、求職者に対し可能な限り速やかに変更内容を明示し、その理由を問われた場合は適切に説明する必要があります。

また、公開している求人の条件変更手続きは、マイページまたは窓口にて速やかに行ってください。

求人広告掲載時のトラブルにご注意ください！

インターネット上で公開されているハローワークの求人を見た事業者から、電話で「無料で求人広告を掲載しませんか？」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといったケースが発生しています。

求人広告をインターネット等に掲載依頼する場合には、必ず事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等をよく確認した上で契約を行ってください。

求人票の担当者欄に「ハローワーク以外の職業紹介事業者からの営業はお断り」「求人掲載の営業はお断り」といった記載が可能です。また、担当者の連絡先を非公開にすることも可能です。

詳しくは、ハローワーク横浜 事業所部門までお問い合わせください。

